

## ◆木造住宅耐震改修費補助金◆



### 【補助制度の主な内容】

- 補助の対象となる木造住宅（以下のいずれにも該当すること）
  - ・ 市内に存する主に居宅として使用している S56. 5. 31 以前に着工された木造住宅
  - ・ 木造住宅耐震診断の結果で判定値が 1.0 未満と診断されたもの
  - ・ 耐震改修工事を行うことにより工事後の判定値が 1.0 以上となるもの  
※ただし、判定値に 0.3 を加算した数値以上とする工事であること。
  - ・ 過去に耐震シェルター整備費補助金等の交付を受けていないもの
- 補助金の交付対象者（以下のいずれにも該当すること）
  - ・ 上記木造住宅の所有者
  - ・ 常滑市のすべての市税に滞納がない者
  - ・ 建物が共同所有の場合 共有者全員の同意を得た者（任意様式）
- 補助金額（上限 115 万円）  
補助対象経費に 5 分の 4 を乗じて得た額（1,000 円未満は切り捨て）  
※補助対象経費：対象建物の耐震改修工事費用から消費税等を除いた額

#### ▲ 注意事項 ▲

- ・ 工事の契約および着手前に申請が必要です。契約後または工事後の申請では補助金を受けることが出来ません。
- ・ 工事完了日から 30 日以内（または 2 月末日）に、完了実績報告書を提出すること。
- ・ 確定額通知日から 30 日以内（または 3 月 7 日）に、交付請求書を提出すること。
- ・ 市内に複数の住宅を所有する場合でも、補助金の交付は 1 人あたり 1 棟限りです。

## 手続きの流れ

### 申請者

### 市（都市計画課）

